

税務・財務情報 第2709号

株式を譲渡した、配当を受取った場合の税金 ～個人が株式等を譲渡した場合等の課税関係～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

株式を譲渡した、配当を受取った場合の税金 ～個人が株式等を譲渡した場合等の課税関係～

1 はじめに

個人が、株式等を譲渡して譲渡益が生じた場合、あるいは法人からの配当金や投資信託の収益分配金(以下「配当等」)を受取った場合には、所得税復興特別所得税・住民税(以下「所得税等」)が課税されます。これらの課税関係は、証券会社又は証券会社以外(以下「証券会社等」)で譲渡した場合や配当等の種類などによって、課税される方法と税率が異なるなど、複雑な制度となっています。今回は、この複雑な制度について課税される税額と原則的な課税方法を確認し、また源泉徴収税額が還付される場合についてご紹介します。

2 税額の計算方法と申告方法

個人が株式等を譲渡した場合や配当等を受取った場合には原則として確定申告が必要です。それぞれの場合の税額の計算方法と申告方法は、以下のとおりです。

(NISA 口座内の譲渡等については、第 2512 号をご参照ください。)

1. 株式等を譲渡した場合

①税額

総収入金額 (譲渡価額) - 必要経費 (取得費・委託手数料等) = 譲渡益 (A)
(A) × 20.315% (所得税・復興特別所得税 15.315% 住民税 5%) = 税額

②申告方法

原則は、申告分離課税(他の所得と区別して税額を計算)により申告します。

ただし、源泉徴収有りの特定口座を選択している場合には、譲渡した際に所得税等が源泉徴収されて納税が完結しているため、確定申告をする必要はありません。

2. 法人からの配当等を受取った時

①税額

収入金額 - 株式等を取得するための借入金利子 = 配当所得 (B)
(B) × 以下の税率 = 税額

- ・ 上場株式等 20.315% (所得税・復興特別所得税 15.315% 住民税 5%)
- ・ それ以外 20.42% (所得税・復興特別所得税 20.42% 住民税なし)

②申告方法

原則は、総合課税(他の所得と合算して税額を計算)により申告します。

なお、次の場合には、原則によらず以下の方法を申告方法を選択することができます。

イ.上場株式等の配当等を受取った場合(大口株主を除く)

・申告分離課税により申告する方法

ただし申告分離課税を選択する際は、申告する配当等の全額を申告分離課税により申告しなければなりません。

・確定申告不要制度を選択する方法

上場株式等の配当等は、受取った際に所得税等が源泉徴収されて納税が完結しているため、申告しない方法を選択できます。源泉徴収税額が還付される場合もありますので、この方法を選択する場合には納税者の判断が必要になります。

ロ.少額配当を受取った場合

・確定申告不要制度を選択する方法

少額配当とは、1銘柄につき1回あたりの配当等の金額が以下の場合です。

$10 \text{万円} \times \text{配当計算期間の月数} \div 12$

ただし、確定申告不要制度を選択する場合でも住民税の申告は必要です。

3 源泉徴収税額の還付を受けられる場合

配当所得を総合課税によって確定申告をする場合及び株式等を譲渡したことによって損失が生じている場合には、源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。ただし、ご家族等で控除対象扶養親族となっている人が還付を受けるために確定申告をした場合に、合計所得金額が38万円を超えてしまうと、扶養控除等が受けられなくなるため、還付を受けようとする際には注意が必要です。

1.総合課税により配当所得を申告した場合

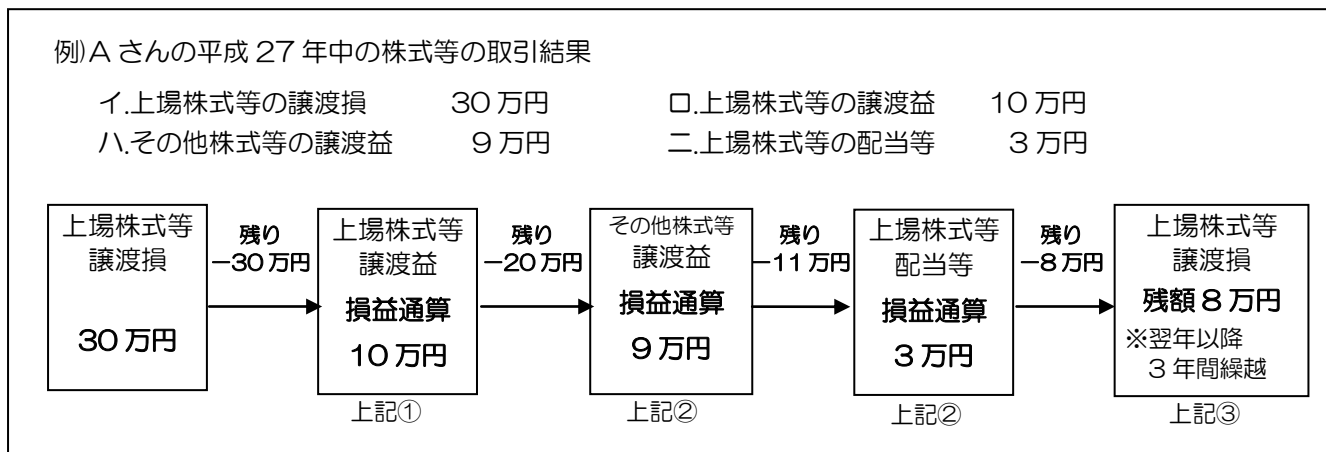
配当等に対する税額は、受取りの際に一律20.315%の所得税等が源泉徴収されています。しかし、配当所得を総合課税によって申告する場合には、所得に応じて最低15.105%~最高55.945%の累進税率で所得税等が課税されます。また、国内株式等の配当所得を総合課税で申告する場合には配当控除を受けられる事ができるため、課税所得の金額が695万円以下の場合には総合課税によって申告した方が税負担は少なくなります。その結果、源泉徴収税額との差額分の還付を受けることが可能です。

2.株式等の譲渡損がある場合

①上場株式等の譲渡損(証券会社等を通じて譲渡したことにより生じたものに限る。以下同じ)がある場合には、他の株式の譲渡益と通算できます。

②上記①で通算してもなお控除しきれなかった残額がある場合には、それ以外の株式等の譲渡益又は上場株式等の配当等（申告分離課税により申告する場合に限る）と通算することができます。

③さらに上記②で通算してもなお控除しきれなかった残額がある場合には、その残額を翌年以降3年間繰越することができます。



4 平成28年1月1日からの改正事項

平成28年1月1日からは以下の改正があります。

① 株式等を譲渡した場合や配当等を受取った場合の申告分離課税について

株式等を譲渡した場合や配当等を受取った場合の申告分離課税は、上場株式等に係るものとその他株式等に係るものに区分されます。これにより損益通算は、その区分内だけで行うことになり、上場株式等の譲渡損失とその他株式等の譲渡益を通算できなくなります。

② 公社債等を譲渡等した場合

公社債等を譲渡等した場合の課税方法が、株式等を譲渡等した場合と統一され、上記①の区分をしてすべて申告分離課税により申告することになります。これにより、その区分内の損益通算及び上場株式等の繰越控除が適用できることになりました。

5 まとめ

今回は、個人が株式等を譲渡した場合や配当等を受取った場合の所得税等の課税関係について取り上げました。これらの場合には、原則として確定申告が必要ですが、税額が源泉徴収されている場合などは確定申告不要制度の選択が可能です。また、確定申告で配当控除や株式等譲渡損の損益通算を行うことによって、源泉徴収税額の一部又は全部の還付を受けられる場合があります。しかし、確定申告を行うことで扶養控除や配偶者控除の適用が受けられなくなり、思わぬ税負担になる可能性もありますので、慎重な判断が必要です。

どのような方法を取れば有利になるかは、各人の状況によって異なりますので、詳しくは税理士などの専門家にお尋ねください。